

あなたの市県民税が大きく変わります

今年は市県民税がずいぶん高くなっていますが・・・

国から地方への税源移譲により、すべての市町村で市県民税が増え、所得税が減っています。しかし、市県民税と所得税を合わせた税負担総額は基本的には変わりません。

▶市県民税と所得税の人的控除額の差を基に調整額(＝調整控除)を算定し、市県民税から減額することで、税負担総額が変わらないようにしています。

しかし、5月と6月の給与明細を比べると、市県民税は増えていますが所得税が減っていないのは、なぜですか？

所得税と市県民税では、1年の課税サイクルが異なるため、税額が変動する時期が異なるからです。給与所得者の場合、所得税はすでに今年の1月から減っています。なお、給与所得者、年金受給者、事業所得者等の税額が変動する時期は以下の通りです。

	所得税	市県民税
給与所得者	平成19年1月から減少(毎月源泉徴収)	平成19年6月から増額
年金受給者	平成19年2月から減少(2か月ごとに源泉徴収)	
事業所得者等	平成20年2～3月の確定申告時に減少	

税源移譲に伴い、市県民税と所得税を合わせた税額は変わりませんが、定率減税の廃止などにより、多くの方は**税負担が増えます**。

税負担が増えている理由

●定率減税が廃止されたため

平成18年度では、市県民税所得割の7.5%(限度額2万円)の減税がありましたが、この減税措置が平成19年6月から廃止されます。

【定率減税廃止に伴う負担増の例(概算)】

給与収入	夫婦+子ども2人の場合	年金収入	65歳の夫婦2人の場合
300万円	負担増 700円	225万円	負担増 1,700円
500万円	負担増 17,600円	300万円	負担増 10,600円

※所得税と市県民税を合わせての負担増額です(一定の控除等があるものとして算出しています)

●市県民税非課税措置廃止に伴う経過措置のため(65歳以上の人)

平成17年1月1日現在65歳以上で、合計所得が125万円以下の人は、平成18年度では市県民税所得割額の3分の2が減税されていましたが、平成19年度は減税される額が3分の1になります。

【住宅ローン控除を受けている方へ】

住宅ローン控除は、所得税だけにある控除です。今回の税源移譲により、所得税額が減少した結果、住宅ローン控除額が所得税額より大きくなり、全額を控除できない場合があります。このため、平成18年までの入居者に限り、所得税から控除できなかった額を平成20年度分以降の市県民税の所得割額から控除する経過措置があります。